

重要事項説明書

asagao

社会福祉法人 あさがお福祉会

（介護予防）小規模多機能型居宅介護あさがお

あなたに対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、平成18年3月14日厚生労働省令第34号第88条（準用）第9条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人あさがお福祉会
主たる事務所の所在地	〒770-8012 徳島県徳島市大原町外籠38番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 保岡 保岡 伸聡
電話番号	088-660-7007

事業の種類	事業所名称	定員	徳島県指定番号
通所介護	Tsuda-Machi-Kitchen	25名	徳島県 3670104441 号
訪問介護	ホームヘルプステーションあさがお		徳島県 3670101496 号
居宅介護支援	ケアネットあさがお		徳島県 3670101496 号
認知症対応型共同生活介護	グループホームあさがお	18名	徳島県 3670101496 号
短期入所生活介護	KAGOYA Resort	29名	徳島県 3670104979 号
地域密着型介護老人福祉施設	KAGOYA LIFE	29名	徳島県 3690168228 号

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	（介護予防）小規模多機能型居宅介護あさがお		
指定事業者番号	3690100239		
所在地	徳島県徳島市大原町外籠46番地		
電話番号	088-635-0288		
通常の事業の実施地域	当該事業所より送迎30分以内		
登録定員	29人		
利用定員（通いサービス）	18人		
同（宿泊サービス）	8人		
	※ 当事業所は、原則として利用申込に応じますが、ご登録をいただいている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービス又は宿泊サービスの提供ができない日がある場合がありますので、ご了承ください。		

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	高齢者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、通い・訪問・宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護（要支援）者の日々の暮らしの支援を行い、また要介護（要支援）者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護（要支援）者の家族の身体及び精神的負担の軽減を目指します。
運営理念 運営方針	理念：『自分らしくわがままに』を支援できるサービスの提供 方針：（介護予防）小規模多機能型居宅介護の自由度を活かし、個々の選択の自由を重視したサービスの構築を目指します。 （介護予防）地域密着型サービスとして地域の方を中心としたサービスの提供を行い、地域ケア構想の一端を担うことで地域福祉に貢献していくことを事業方針とします。

4 従業者の職種、員数及び勤務の体制

従業者の職種	資格	員数	勤務の体制
管理者兼 介護支援専門員 中山 美代子	介護支援専門員 介護福祉士 認知症介護実践研修実践者研修 小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修	1 人	常勤 1 名 8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分
介護従業者	訪問介護員養成研修 2 級課程 を修了した者等	1 4 人 以上	常勤 1 2 名、非常勤 2 名 7 時 0 0 分～1 6 時 0 0 分 2 名 8 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分 1 名 8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分 3 名 1 0 時 0 0 分～1 9 時 0 0 分 1 名 1 3 時 0 0 分～2 2 時 0 0 分 2 名
	看護師又は准看護師	1 人 以上	1 名 8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分

5 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

1. 通いサービス	事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練、健康チェックを提供します
2. 訪問サービス	利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
3. 宿泊サービス	事業所に宿泊して頂き、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

■保険適用サービス（基本料④）

※徳島市地区 1単位＝10,17円

サービス 種類	単 位	単位数	利用者負担額			備考
			1割	2割	3割	
要支援1	月	3,450単位	3,509円	7,018円	10,527円	
要支援2		6,972単位	7,091円	14,182円	21,273円	
要介護1		10,458単位	10,636円	21,272円	31,908円	
要介護2		15,370単位	15,632円	31,264円	48,896円	
要介護3		22,359単位	22,740円	45,480円	68,220円	
要介護4		24,677単位	25,097円	50,194円	75,291円	
要介護5		27,209単位	27,672円	55,344円	83,016円	

（加算⑤）

サービス 種類	単 位	単位数	利用者負担額			備考
			1割	2割	3割	
初期加算	日	30単位	31円	61円	93円	ご利用から30日 以内の期間に加算
看取り連携体制 加算		64単位	65円	130円	195円	死亡日から死亡日 前30日以下まで の期間に加算
認知症加算Ⅰ	月	920単位	936円	1,872円	2,808円	
認知症加算Ⅱ		890単位	906円	1,812円	2,718円	
認知症加算Ⅲ		760単位	773円	1,546円	2,319円	
認知症加算Ⅳ		460単位	489円	978円	1,467円	
看護職員配置 加算（Ⅰ）		900単位	916円	1,831円	2,746円	
看護職員配置 加算（Ⅱ）		700単位	712円	1,424円	2,136円	
看護職員配置 加算（Ⅲ）		480単位	489円	978円	1,467円	
総合支援体制 強化加算		1200単位	1,221円	2,442円	3,663円	
サービス提供 体制強化加算(Ⅲ)		350単位	356円	712円	1,068円	
科学的介護 推進体制加算		40単位	41円	82円	123円	
生産性向上推進 体制加算		10単位	11円	22円	33円	
処遇改善 加算Ⅱ口		基本単位④＋各加算⑤ ×18.3%＝◎	◎の記載単価 ×10%	◎の記載単価 ×20%	◎の記載単価 ×30%	

■保険外サービス

サービス内容	単位	利用料	備考
食事の提供に関する費用	1回	朝食 370円 昼食 580円 夕食 530円	
副食費	1日	100円	例：30日計算：3,000円 31日計算：3,100円
宿泊に関する費用（全室個室）	Aタイプ 1泊 Bタイプ 1泊	1,150円 1,675円	Aタイプ：4室 9.85㎡ (エアコン・冷蔵庫・テレビ ・ベッド・ナースコール 洗面台・収納) Bタイプ：4室 12.42㎡ (エアコン・冷蔵庫・テレビ ・ベッド・ナースコール 洗面台・収納・トイレ・ベランダ) ※定員8名
おむつ代金	1袋	実費	

6 交通費実費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を超える地点からの距離に応じた実費をいただきます。

7 運営推進会議の設置

利用者へのサービス提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価・要望・助言を受けサービスの質の確保を目的とし下記の内容で「運営推進会議」を設置しています。

構 成 : 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括センター職員、介護保険サービス事業所職員等

開 催 : 概ね2ヶ月に1度開催

会 議 録 : 運営推進会の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

最終開催日 : 令和8年9月29日

8 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時30分 土日 午前8時30分～午後5時30分 ご利用方法 電話 (088) 635-0288 面談 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護あさがお 担当者 計画作成担当者 中山 美代子
徳島市役所 健康福祉部高齢介護課	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 088-621-5585 所在地 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
徳島県国民健康保険 団体連合会	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 088-665-7205 所在地 〒771-0135 徳島市川内町平石若松78-1

9 緊急時の対応方法

利用者の主治の医師又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治の医師	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	保岡クリニック論田病院
	院長名	保岡 宏彰
	所在地	徳島市論田町大江6番地の1
	電話番号	088-663-3111
	診療科	ペインクリニック（麻酔科）・内科 リハビリテーション科・循環器科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	有り
	契約の概要	緊急時の診察・治療・助言及び訪問診療
協力歯科医療機関	医療機関の名称	山口歯科クリニック
	院長名	山口 貴功
	所在地	徳島市津田本町4丁目2番5号
	電話番号	088-663-5995
	診療科	歯科
	契約の概要	緊急時の診察・治療・助言及び訪問診療
緊急連絡先	氏名	(続柄:)
	住所	〒
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

10 非常災害対策

関係機関への通報・連絡体制の整備について	サービス提供中に事故及び災害が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、あらかじめ指定する連絡先にも連絡し、場合によっては事業所の協力病院等に救急治療、あるいは救急入院などの必要な措置を講じます。 市町村・利用者の家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うなどの必要な措置を講じます。 サービス提供中による賠償すべき事故の発生に備え、賠償補償共済制度等あらかじめ加入しております。 速やかに事故発生について原因を究明し再発防止策等必要な措置を講じます。 また、利用者及び利用者家族に対しその内容について説明します。
避難・救出等必要な訓練の実施について	火災想定避難訓練（日中・夜間） 年3回 地震想定避難訓練 年1回

11 業務継続計画の策定等について

業務継続計画の体制について	感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに研修及び訓練の実施を行います。
---------------	--

12 衛生管理等について

衛生管理・感染対策の指針や体制について	食中毒や感染症の発生及びまん延などに求める観点から定期的な感染対策委員会の開催、指針の整備、研修等に加え訓練を実施します。 また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに必要な連携を保ちます。
---------------------	--

13 虐待防止について

虐待防止の指導体制について	利用者の尊厳の保持、人格の尊重をする視点に立って虐待の防止に必要な措置を講じます。 また、虐待防止のための指針を整備すると共に虐待防止の対策を検討する委員会の開催、及び従業者に対する定期的な研修を行います。
---------------	---

14 身体拘束について

身体拘束の指針について	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き身体拘束その他の行動を制限する行為を行いません。 やむを得ず身体拘束を行う場合は利用者の心身の状況や対応等の記録を行います。 また、身体拘束等の適正化のための指針の整備、委員会の開催、定期的な研修の実施を行います。
-------------	---

15 ハラスメント行為について

ハラスメント行為の禁止	利用者及びその家族等その他関係者（以下「利用者等」は本事業所の従業者に対し、次に掲げる行為（以下「ハラスメント行為」という）を行わないようお願いします。 ・暴言、侮辱、誹謗中傷、威嚇、人格を否定する言動 ・身体的な暴力、またはこれに準ずる行為 ・セクシャルハラスメントその他のハラスメント行為 ・土下座の要求、過度な謝罪の要求 ・正当な理由のない長時間の拘束、同一内容を超える不当または過度な要求 ・介護保険制度及び本契約に基づくサービスを超える、不当又は過度な要求 ・他の利用者の生活や安全、共同生活の秩序を著しく乱す行為 ・その他、社会通念上相当な範囲を超え、従業者の就業環境を著しく害する本事業者が判断する行為
-------------	---

是正要請	本事業者は利用者等によるハラスメント行為が認められた場合には当該行為の中止及び是正を求める事が出来ます。 是正要請にも関わらず改善が見られない場合、又は従業員の安全確保が困難であると本事業者が判断した場合には、サービス提供の即時中止、担当従業員の変更その他必要な措置を講じる事があります。
契約解除	利用者等によるハラスメント行為が継続し又はその程度が著しいと本事業者が判断した場合には、本事業者は利用者等に対し複数回の是正を求めたうえで、なお改善が見られないような場合、本契約の全部または一部を解除する事が出来ます。 契約の解除について、本事業者は損害賠償その他一切の責任を負わないものとします。
記録および 関係機関との連携	本事業者は、ハラスメント行為への対応にあたり、必要に応じて当該行為の内容を記録し（録画や録音も含む）、家族等、後見人、保険者等関係機関と情報共有を行う事があります。

令和 年 月 日

（介護予防）小規模多機能型居宅介護あさがおのサービス提供開始に当たり、本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

【説明者】

（介護予防）小規模多機能型居宅介護あさがお

職名・氏名：

印

私は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受け、（介護予防）小規模多機能型居宅介護あさがおのサービス提供開始に同意します。

【利用者】

住 所：

氏 名：

印

私は、利用者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

【署名代行者】

住 所：

氏 名：

印（ ）

※本重要事項説明書は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

※本重要事項説明書は令和 5 年 4 月 10 日より一部変更し施行する。

※本重要事項説明書は令和 6 年 4 月 1 日より一部変更し施行する。

※本重要事項説明書は令和 6 年 4 月 1 日より一部変更し施行する。

※本重要事項説明書は令和 6 年 6 月 1 日より一部変更し施行する。

※本重要事項説明書は令和 8 年 6 月 1 日より一部変更し施行する。

※本重要事項説明書は令和 8 年 10 月 1 日より一部変更し施行する。